

## 議案第68号関連資料 明石市市税条例の一部改正について

### 1 改正の目的

本年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、国から災害時における職権減免の考え方が示されたため、個人市民税及び固定資産税について規定整備を行います。

あわせて、令和6年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ります。

### 2 改正の概要

#### (1) 大規模災害時における職権による減免規定の整備

税の減免は、申請に基づいて行われるのが原則ですが、大規模災害が発生し、災害減免の適用が明らかな場合であっても、申請を求める規定があることによって減免を適用することができず、被災者と行政の双方に負担が生じていました。

このたび、国から災害時における職権減免の条文が示されたため、国の考え方に準じ、個人市民税及び固定資産税について規定の整備を行います。(都市計画税は固定資産税に準じて適用)

#### (2) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る規定の整備

##### ① 再生可能エネルギー発電設備(バイオマス)に係る固定資産税の減額特例

発電出力が1万kw以上2万kw未満のバイオマス発電設備のうち、一般木質バイオマス又は農産物の残さに伴って生じるバイオマス固体燃料を利用するものについて、国が示す基準に従い、固定資産税を7分の1減額とする措置を講じます。

##### ② 滞在快適性等向上施設に係る固定資産税及び都市計画税の減額特例

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域が設定され、当該区域で民間事業者等が市の公共施設の整備等と一体的に交流・滞在空間の創出事業(民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化)を行った場合、当該事業に係る施設等について、国が示す基準に従い、固定資産税及び都市計画税を2分の1減額とする措置を講じます。

#### (3) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

### 3 施行期日

原則、公布日施行